第3回構造改革徹底推進会合 H29.1.30(月)

水道に関するPPP/PFIの取組状況



厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 水道課

水道に関するPPP/PFIの取組状況①

【日本再興戦略2016 記載】

- ・水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入を検討する。
- 平成27年度から開始している厚生労働省による水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する支援事業を平成28年度においても継続。【平成29年度予算案においても必要な予算を計上】
 - ・ 地方公共団体が実施する水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等事業 (生活基盤施設耐震化等交付金 <u>(H28予算</u>)130億円の内数、交付率1/3、実施主体:地方公共団体 <u>【H29予算案】169億円の内数</u>、交付率1/3※H29以降に事業を実施し た場合は1/4、実施主体:地方公共団体)
 - ・ 地方公共団体での官民連携の検討を促進させるため、コンサルタントによる助言等を実施 (官民連携等基盤強化支援事業費<u>(H28予算)</u>0.1億円、実施主体:国) 【H29予算案】0.1億円
- また、平成28年度第2次補正予算において、厚生労働省による水道事業におけるコンセッション事業の推進に資する施設耐震化費用(20億円)について生活基盤施設耐震化等交付金により事業費の一部を交付することや、内閣府によるコンセッション事業導入の前提となるデューディリジェンス(資産評価)、官民の役割分担の検討等に係る費用を支援することを盛り込んでいる。今後の支援については、2次補正予算の執行状況を勘案し、対応を検討。)

水道に関するPPP/PFIの取組状況②

【日本再興戦略2016 記載】

- ・水道事業において、地方公共団体が安心して公共施設等運営権方式を活用できるよう、<u>地方公共団体が公共施設等</u> 運営権方式活用時においても水道事業へ関与できる根拠を残す仕組み₍₁₎、運営権者の経営状況や水質等を国が重点 的に点検する仕組み₍₂₎、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法₍₃₎等について、水 道法(昭和32年法律第177号)に規定することを検討する。
- 11月22日の第9回厚生科学審議会_(※)において、以下の内容を含む報告書の取りまとめを行った。
 - ※厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会
- (1) 地方公共団体が公共施設等運営権方式活用時においても水道事業へ関与できる根拠を残す仕組みについて
- (2) 運営権者の経営状況や水質等を国が重点的に点検する仕組みについて
- → 水道事業等においてコンセッション方式が現実的な選択肢となり得るよう、災害等の不測の事態も想定した官民の権利・義務関係の明確化、適切なモニタリング体制や水質の安全性の確保を含め、事業の安定性、安全性、持続性を確保する観点から、水道法の趣旨・性格、関係法令間の法的整合性に十分留意するとともに、海外の先行事例の教訓も踏まえながら、法制的に必要な対応を行うべきである。
- (3) 民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法について
- → 公営企業の場合と同様に総括原価主義とするとともに、総括原価に法人税や配当金などを含めることができることを明確にすべきである。
- これを踏まえ、今国会への水道法改正案の提出など、必要な法令等の整備を進めていく。

水道に関するPPP/PFIの取組状況③

【日本再興戦略2016 記載】

- ・運営権者が水道法や工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)上の認可を取得する場合の具体的な申請手続や認可基準について、本年中に明確にした上で地方公共団体等に周知する。
- 「水道事業等の認可の手引き」を基に、運営権者が認可申請する上での考え方や留意点等を加えて整理した内容を、地方公共団体等に周知(平成28年12月27日)。

【日本再興戦略2016 記載】

- ・水道事業において、期中の設備投資費用を準備金等の形で積み立てる措置を検討する。
- コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施する場合に生じ得る事業期間後期に向けて費用が逓増する課題については、運用により対応できることを確認。
- 地方公共団体が運営権設定前に負担した建設費等について、PFI法第20条に基づき民間企業が地方公共 団体から負担金の支払いを求められる場合が想定されるため、当該負担金の支払いに係る費用計上時期の 考え方に関して、地方公共団体等に周知(平成29年1月12日)。

【日本再興戦略2016 記載】

- ・水道事業については、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施する ため、地域の実情に応じて、事業の広域化を推進することにより、公共施設等運営権方式の導入を促進する。
- 水道事業の広域化に資する施設整備に対する生活基盤施設耐震化等交付金の交付や、手引き、事例集等 の作成・周知を通じ、水道事業の広域化を促進している。
- 11月22日の第9回厚生科学審議会において、安全、強靱で持続可能な水道を実現するための方策として、都道府県が主体となり広域連携を推進する協議の場を設けることや、国の基本方針に基づいて都道府県が水道事業基盤強化計画を策定できるとすること等を内容とする報告書取りまとめた。これを踏まえ、今国会への水道法改正案の提出など、必要な法令等の整備を進めていく。

事 務 連 絡 平成 29 年 1 月 12 日

都道府県水道行政担当部(局) 御中 厚生労働大臣認可 水道事業者 御中 厚生労働大臣認可 水道用水供給事業者 御中

> 厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部水道課

水道事業における公共施設等運営権設定に係る建設費等負担金に 関する税務上の取扱いについて

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)が定める公共施設等運営権(以下「運営権」という。)制度を活用して実施する水道事業において、民間企業が事業期間の後期に向けて更新投資費用の計上額が逓増することが想定されることを踏まえ、その平準化のための対応策として、地方公共団体が運営権設定前に負担した建設費等について、PFI 法第 20 条に基づき民間企業が地方公共団体から負担金の支払いを求められる場合が想定されるため、当該負担金の支払いに係る費用計上時期の考え方に関して、別紙のとおり周知いたします(内閣府確認済)。なお、今般は基本的な考え方の周知となりますので、具体的な活用を検討される場合には、下記連絡先まで相談していただきたくお願いいたします。

各都道府県水道行政担当部(局)におかれましては、貴管下都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知をよろしくお願いいたします。

(参考資料) 平成 27 年 3 月 25 日 厚生労働省健康局水道課長 事務連絡

・水道事業に係る公共施設等運営権設定に関連する税務上の取扱いについて

(連絡先)

厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部水道課

担 当:國武、田村

電話: 03-3595-2364 (直通) E-mail: shidoushitsu@mhlw.go.jp

1 事実関係等

(1) 本件建設費等負担金の取扱い

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)が定める公共施設等運営権(以下「運営権」という。)制度を活用して実施する水道事業において、今後、運営権者は、PFI 法第 20 条に基づき、管理者が運営権設定前に負担した運営権設定対象施設に係る建設費等で、当該年度に係る減価償却費等相当額(注)を負担金として支払うこととなることが想定される(以下、この支払を「本件建設費等負担金」という。)。

(注)減価償却費等相当額には、減価償却費のほか、①管理者が運営権設定前に実施した 建設等のための資金として借り入れた地方債に係る支払利息の一部及び②運営権設定対象 施設の一部を撤去等した場合の除却損等(残存簿価相当額)が含まれることが想定される。

(2) 本件建設費等負担金の性格

本件建設費等負担金は、今後締結される公共施設等運営権実施契約(以下「実施契約」という。)に基づき、管理者が運営権設定前に行った運営権設定対象施設の建設等に要した実費の支弁として負担しなければならない費用であり、運営権設定後に施設の利用に応じて負担すべきものであるから、当該施設の利用料としての性格を有するものである。

(3) 本件建設費等負担金の支払方法

運営権者は、実施契約の定めに従い、本件建設費等負担金を支払うこととなるが、その支払方法については、各年ごとに管理者が支払う金額を請求し、その請求の都度運営権者が支払を行う場合と、事業期間開始時に運営期間の本件建設費等負担金概算額として合理的に見積もった金額を、運営権者が一括前払いを行い、その後、各年ごとに管理者からの請求の都度、各年度の負担額(返還しない金額)を確定させる場合とが想定され、いずれの支払方法とするかについては実施契約において定められることとなる。

このように支払方法が複数想定される理由としては、請求の都度支払を行う場合には、事業期間開始時における運営権者の資金調達額が一括前払いの場合と比べて少額で済むため、運営権者における将来の利息負担額が軽減される等の利点が存在し、一方で、概算額を一括前払いとする場合には、管理者が求める水準の維持管理義務の履行を担保するための手段の一つとして活用できるほか、運営権者が資金調達を行う民間金融機関からの経営モニタリングが行われる等の利点が存在するためである。

(注)概算額の一括前払い後に実施契約が解約された場合には、当該概算額のう ち解約後に係る部分の金額を返還する旨が実施契約に定められることとなる。

2 法人税の取扱い

本件建設費等負担金については、上記 1 (2)の性格を有するから、PFI 事業を行うために必要な費用としてその債務の確定時に損金の額に算入すべきものであると考えられる。具体的には、運営権者が管理者から各年ごとに本件建設費等負担金の請求を受けることによりその債務が確定する。

したがって、本件建設費等負担金は、その支払方法を問わず、管理者からの請求が あった日(債務確定の日)の属する事業年度の損金の額に算入する(国税庁確認済)。

(以上)